

第18回 契約・調達管理会議
議事要旨

1 開催日時

令和6年10月24日（木曜日）13時30分から14時30分まで

2 開催方法

オンライン

3 出席者

（1）委員（敬称略、五十音順、○委員長）

○鶴川 正樹	監査法人ナカチ／公認会計士
小玉 伸一	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団デフリンピック準備運営 本部総務部調整担当シニアマネージャー
金谷 晃臣	東京都生活文化スポーツ局国際スポーツ事業部事業調整第二課長
清水 俊二郎	東京都生活文化スポーツ局事業調整担当部長
滝口 広子	北浜法律事務所・外国法共同事業／弁護士
灘野 邦敏(※)	一般財団法人全日本ろうあ連盟デフリンピック運営委員会
藤川 太郎	一般財団法人全日本ろうあ連盟

(※)会議欠席のため意見代読

（2）事務局

東京都生活文化スポーツ局

4 要旨

（1）開会

（2）議事（発言者の敬称略）

ア 第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 競技会場【江東エリア（ゴルフ・水泳・テニス）】運営業務委託【資料1】

第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 競技会場【大田エリア（バスケットボール・ビーチバレーボール）】運営業務委託【資料2】

第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 競技会場【駒沢等エリア（陸上競技・ハンドボール・バレーボール）】運営業務委託【資料3】

第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 競技会場【渋谷エリア（卓球）】運営業務委託【資料4】

第25回夏季デフリンピック競技大会 東京2025 競技会場【城北エリア（柔道・空手・射撃・テコンドー）】運営業務委託【資料5】

<説明・確認>

・ 案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。

- （ア）本大会は世界各国、地域のデフアスリートが一堂に会するスポーツの総合大会であり、各競技会場での運営に万全を期す必要があるため、運営業務を委託する。
- （イ）各競技会場の運営業務については、本大会で実施する 21 競技の会場を 9 つのエリアに分け、総合評価方式で発注する。今回はそのうち、江東、大田、駒沢等、渋谷、城北の 5 エリア分の契約を付議する。
- （ウ）5 エリアとも各種計画の作成・更新、物品人員等の発注手配、運営管理業務を委託する。競技運営は競技団体の協力のもと実施する一方で、実施計画の作成、競技用具備品等の調達、搬出入、競技会場の運営等の業務は事業団が行う必要があるため、これらの業務に精通をした事業者への委託を行うものである。

<質疑・意見など>

灘野(代読)：総合評価方式の契約手続はビジネスチャンスナビを活用して行うのか。

担当者：ビジネスチャンスナビを活用する。

灘野(代読)：総合評価方式の技術点審査に当たっては、聴覚障害者の特性を理解しているかどうかという観点から審査していただきたい。

担当者：仕様書の留意事項の中に情報保障に関する項目を設け、デフリンピックは、耳がきこえない方又はきこえにくい方々が参加される大会であることを踏まえ、こうした耳がきこえない方、きこえにくい方の視点を念頭に置きながら、業務の履行に努めることを明記している。また、総合評価方式の技術点の評価項目において、耳がきこえない方又はきこえにくい方への配慮について明記しており、こうしたことに十分考慮した提案を求める形にしている。

鵜 川：耳がきこえない方又はきこえにくい方への配慮の点は、具体には技術点の審査項目のどの項目に含まれているか。

担当者：事業全般への理解度、実施体制、各種計画の策定、競技会場の運営・管理業務の中に、耳がきこえない方又はきこえにくい方への配慮が含まれており、また、耳がきこえない方又はきこえにくい方を対象とした同種の業務実績も評価項目に含めている。

鵜 川：予定価格はどのように積算したか。

担当者：現在、東京都の指名停止処分を受けている事業者を除き、イベント、催事関係の複数の事業者から参考見積を徴取し、積算をした。

イ 第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 の協賛について【資料 6】

<説明・確認>

- ・ 案件の概要について事業担当者から主に以下を説明。
 - (ア) 協賛制度の立ち上げにあたり、公平性や協賛制度の手続きの透明性の観点から、あらかじめ募集条件等を定めた要綱等を策定し公募していくこと等を、2024 年 3 月に開催された契約・調達管理会議に付議し、確認をいただいた。
 - (イ) 現在、デフリンピック準備運営本部ホームページに「第 25 回夏季デフリンピック競技大会 東京 2025 協賛要綱」(以下「要綱」という。)等を掲載し、本大会の開催趣旨に賛同する企業、団体等からの協賛を公募しているところである。
 - (ウ) 今回付議する協賛契約候補者による申込について、デフリンピック準備運営本部にて、協賛の内容が、東京 2025 デフリンピックの開催趣旨に沿ったものであること、東京 2025 デフリンピックの準備・運営に資するものであること及び要綱第 5 条第 1 項各号のいずれにも該当しないことの審査を行い、受入れが適当であることを確認した。

<質疑・意見など>

滝 口：協賛の種類に関して、物品は指定物品をある程度絞っているようだが、役務に関しても、ある程度指定するなど限定があるのか。

担当者：現時点で具体的に役務においては定めや規定はないが、協賛として適正かという点で、企業と協議を行う等調整を行い、受入れの可否を決めている。

瀧野(代読)：役務の提供を受ける際には、聴覚障害者への理解がなされた内容になるように、配慮いただきたい。

担当者：ろうあ連盟とも連携させていただきながら配慮していく。

鵜 川：今回協賛いただく企業内でも他部署への横展開等いただけるようお話いただければと思う。

担当者：協賛いただく企業内で展開いただけるようお願いする。

ウ 委員長によるまとめ

- ・ 契約予定案件については、各委員の意見もふまえ契約手続きを進めていただきたい。

(3) 閉会